

令和4年7月5日

レンタカー事業者関係者 各位

岩手運輸支局輸送・監査部門

レンタカー事業の手続きに関するお知らせ

令和4年7月5日付けで「自家用自動車有償貸渡しの許可申請事案の審査基準について（平成18年3月31日公示第30号）」を改正し、岩手県内のレンタカー事業に関する手続きが一部変更となりましたのでお知らせいたします。

1. 岩手県でレンタカー事業の増車届出が不要となります（令和4年7月5日から）

増車の際は、対象の車検証・手数料納付書等の書類を輸送・監査部門の窓口へお持ちいただき、レンタカー事業の許可を有することを確認させていただいた後、手数料納付書へ経由印を押印（軽自動車は連絡書を発行）させていただきます。

窓口提出時にレンタカー事業の増車とお伝えいただくと幸いです。

（注）マイクロバスの増車については現在と同様に、増車の7日前までに直近2年間の貸渡簿の写しの提出が必要です。

2. 今後、増車時の輸送・監査部門の経由が不要となる、「レンタカー事業者証明書（仮）」の発行を予定しています

レンタカー事業者証明書の記載事項等については、現在東北管内で調整中です。規定を整備し運用を開始する予定ですので、運用開始時には改めてご連絡をさせていただきます。

※自家用自動車有償貸渡しの許可申請事案の審査基準について

<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/it/yusou/it-yure02.pdf>（岩手運輸支局HP内）

岩手運輸支局 輸送・監査部門 TEL 019-638-2154 (音声案内3番) 担当：舘澤(たてさわ)、矢野
--